

政策会議付議事案書（令和7年1月20日）

提案課名 経営総務課、下水道施設課

報告者名 古谷 昭仁、吉田 等

事案名	秦野市下水道条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	現在、下水道法施行令第6条第1項第2号において、公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る水質基準を定めていますが、今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、令和6年1月4日公布の「下水道法施行令の一部を改正する政令」により、同政令で定める水質基準について、大腸菌群数に係る基準が大腸菌数に改正されることとなりました。 この改正に伴い、「秦野市下水道条例」に定める、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正するとともに、「秦野市下水道条例施行規程」に定める、放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準（1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下）に改正し、併せて字句等の整理を行うものです。	
経過・検討結果	令和6年1月4日 「下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令2号）」の公布。 ⇒放流水に含まれる大腸菌群数に係る水質基準が、大腸菌数に係る基準（1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下）に改められた（施行日：令和7年4月1日（大腸菌群数に係るもの））。	
決定等を要する事項	1 「下水道法施行令」の一部改正に伴い、「秦野市下水道条例」の一部を次のとおり改正すること。 (1) 変更前 大腸菌群数 (2) 変更後 大腸菌数 2 項番1の改正と併せて、「秦野市下水道条例施行規程」を次のとおり改正すること。 (1) 変更前 大腸菌群数（1立方センチメートル、3,000個以下） (2) 変更後 大腸菌数（1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下）	
今後の取扱い	令和7年2月 令和7年3月市議会第1回定例会議において議案を提出 3月 改正条例の議決及び規程の改正 4月1日 改正条例及び規程の施行（改正政令の施行日と同日）	

秦野市下水道条例の一部改正について

1 改正の概要

下水道法施行令（以下「政令」といいます。）第6条第1項第2号の放流水の水質の技術上の基準では、公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めています。

大腸菌群数とは、大腸菌数を含む大腸菌と性質が似ている細菌の数であり、ふん便汚染の指標として使われていました。

今般、放流水の水質基準について大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから、政令第6条第1項第2号で定める「大腸菌群数、1立方センチメートル、3,000個以下」に係る基準を「大腸菌数、1ミリリットルにつき、800コロニー形成単位以下」の基準に改正が行われたものです。

秦野市下水道条例では放流水の基準に関する条文の規定はありませんが、秦野市下水道条例施行規程に大腸菌群数に係る基準の規定があるため、本市も政令にならい、放流水の基準の指標である大腸菌群数を大腸菌数に改め、その基準値を1ミリリットルにつき、800コロニー形成単位とするものです。

これに伴いまして、秦野市下水道条例第12条第1項第8号（処理場放流水質維持のための除害施設の設置等）の条文にある「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正し、併せて字句等の整理を行うものです。

2 施行年月日

令和7年4月1日

秦野市下水道条例の一部を改正することについて

秦野市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

下水道法施行令の一部改正に伴い、放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準に改めるため、改正するとともに、字句等の整理を行うものであります。

秦野市下水道条例の一部を改正する条例

秦野市下水道条例（昭和 5 5 年秦野市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「。以下「政令」という。」を削り、同項第 8 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 2 条第 1 項第 8 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号 秦野市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
(処理場放流水質維持のための除害施設の設置等) 第 1 2 条 次に定める基準に適合しない汚水（法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、法第 1 2 条の 1 1 第 1 項の規定により、除害施設を設け、又は必要な処置をしなければならない。 (1) 下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれの各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2)－(7) (略) (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 3 5 号）に基づきその公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） その排水基準に係る数値 2 (略)	(処理場放流水質維持のための除害施設の設置等) 第 1 2 条 次に定める基準に適合しない汚水（法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、法第 1 2 条の 1 1 第 1 項の規定により、除害施設を設け、又は必要な処置をしなければならない。 (1) 下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号。<u>以下「政令」という。</u>）第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれの各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2)－(7) (略) (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 3 5 号）に基づきその公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） その排水基準に係る数値 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項
第 8 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

国水下企第 108 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部長
(公印省略)

下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について

「下水道法施行令の一部を改正する政令」（令和 6 年政令第 2 号）が令和 6 年 1 月 4 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される一部の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。これに伴い、「下水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 6 年国土交通省令第 20 号）及び「下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令」（令和 6 年国土交通省令・環境省令第 1 号）が令和 6 年 3 月 13 日に公布され、前者については、令和 6 年 4 月 1 日から、後者については、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

各政省令の施行については、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、各都道府県におかれては、速やかに貴管内の市町村（指定都市を除く。）に周知方取り計らわれ、下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

記

一 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。）第 6 条並びに下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号。以下「共同省令」という。）第 4 条、第 6 条及び別表第 1 関係

令第 6 条第 1 項第 2 号において、公共下水道及び流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めているところ、今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）や水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）といった関係法令に基づく大腸菌群数に係る水質基準について大腸菌数に係る基準に変更されることを踏まえ、放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準についても大腸菌数に係る基準（1 ミリリットルにつき 800 コロニー形成単位以下）に改正することとした。

また、大腸菌群数に係る検定については、共同省令第 6 条及び別表第 1 において、デソオキシコール酸塩基質培地（デソオキシコール酸ナトリウムを主成分とする培地）を用いた方法に

よることとしているところ、令第6条第1項第2号の改正に伴い、大腸菌数の検定方法として5—ブロモ—4—クロロ—3—インドリル— β —D—グルクロニドを含む寒天培地を用いた平板培養法を規定するとともに、試料の採取後検定に着手すべき時間を見直すこととした。

なお、令第6条第1項第2号の改正に伴い、令第9条の11第1項第6号が改正されたことを踏まえ、「標準下水道条例の改正について」（令和6年国水下企第81号）において標準下水道条例（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）を改正したので、留意のうえ適切に対応されたい。

二 令第9条の4関係

令第9条の4第1項第5号において、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定めているところ、今般、六価クロム化合物の人体に対する影響の正確な評価が可能となったことから、環境基本法や水質汚濁防止法といった関係法令に基づく水質基準が強化されることを踏まえ、特定事業場からの下水の水質基準についても、1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化することとした。また、令第6条第3項により、放流水の水質基準についても同様に、水質汚濁防止法における排水基準の強化に伴い1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下に強化されることに留意し、適切に対応されたい。

なお、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年環境省令第4号）附則第2条において、当該省令の施行日である令和6年4月1日に現に設置されている特定施設を設置する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）の排出水の六価クロム化合物に係る排水基準は、当該省令の施行の日から6月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設である場合にあっては、1年間）は、改正前の基準を適用することとしており、また、電気めっき業に属する特定事業場からの排水については、当該省令の施行の日から3年間は暫定排水基準として1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラムを適用することとしている。これらの経過措置については、令第9条の4第5項における「緩やかな排水基準」として、下水道法上の特定事業場から下水道に排除される下水においても同様に適用されることとなり、同条第1項第5号の改正による規制強化が同改正の施行日より直ちに適用されるものではないため留意されたい。

三 令第15条及び第15条の3並びに下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号。以下「省令」という。）第17条関係

令第15条及び第15条の3並びに省令第17条において、公共下水道及び流域下水道の設計者等に必要な資格要件を規定しているところ、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、資格取得に必要な学歴による実務経験年数の現行の差異が合理的であるか、また、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することができないかどうかに留意して検討を行い、その結果に基づいて速やかに必要な見直しを行うこととされたことを踏まえ、当該資格要件を以下のとおり緩和することとした。

- ①下水道の設計等を行う者の実務経験年数を2年短縮。
- ②電気（工学）科、機械（工学）科の卒業者に係る資格要件を追加。
- ③建設業法による技術検定に合格した者（一級土木施工管理技士）に係る資格要件を追加。

四 その他

今般の改正事項のうち、一については、令和7年4月1日から、二及び三については、令和6年4月1日から施行することとした。

下水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年一月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第八条（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項及び第十二条の十一第一項第二号（これらの規定を同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十二条（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 大腸菌数 一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下

第六条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第九条の四第一項中「それぞれ」を削り、同項第五号中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改める。

第九条の十一第一項中「の規定による条例は、」を「に規定する政令で定める基準は、同号の条例において、」の「ものとし、その水質は、それぞれ」を「こと及び当該水質の基準が」に改め、「ならない」の下に「こととする」を加え、同項第二号中「当該各号」を「これらの号」に改め、同項第六号中「第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質又は」を削り、「の項目」の下に「又は第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質」を加え、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同条第二項中「それぞれ」を削る。

第十五条中「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条各号を次のように改める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。ハにおいて同じ。）又は工事の監督管理（以下この条において「処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合 二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理（以下この条において「排水施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 一年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。）であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 七年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 三年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第二種技術検定に合格した者であつて、前号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

七 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による土木施工管理に係る一級の第二次検定に合格した者であつて、第二号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

九 前各号に掲げるもののほか、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であること。

イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 十年以上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 五年以上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

第十五条の三中「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条第一号中「後、又は」を「者又は」に、「後、二年」を「者であつて、二年」に、「従事した経験を有する者（二）を「従事し、かつ」に、「者に限る。」を「もの」に改め、同条第二号中「衛生工学科」の下に「電気工学科、機械工学科」を加え、「後」を「者であつて」に、「従事した経験を有する者（二）を「従事し、かつ」に、「者に限る。」を「もの」に改め、同条第三号及び第四号中「又はこれ」を「電気科、機械科又はこれら」に、「後」を「者であつて」に、「従事した経験を有する者（二）を「従事し、かつ」に、「者に限る。」を「もの」

に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「者で」を「者であつて」に改め、同条を同条第五号とし、同条第八号中「技術士法」の下に「の規定」を加え、同条を同条第六号とし、同条に次の二号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、十年以上上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

八 国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び第九条の十一の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫
環境大臣 伊藤 信太郎
内閣総理大臣 岸田 文雄